

## のぼり旗による熱中症警戒アラートの注意喚起

所属名 所沢市役所保健医療課  
氏名 八川 麻紗子

### 1 目的

熱中症警戒アラートが発表された際、当市では防災行政無線及び市メール（ところざわほっとメール）で周知を行っている。しかし、防災行政無線は放送時間のみの短時間での周知であること、ほっとメールは配信設定をしている方のみへの配信であり、情報が限られた市民にしか届いていない。特に、熱中症ハイリスク者である高齢者は、インターネットの使用に個人差が大きく、情報を受け取りたくても難しい方が多いと思われる。このような背景の中、効果的に熱中症警戒アラートの発表を周知することを目的とし、のぼり旗による熱中症警戒アラートの注意喚起事業を実施した。

### 2 実施内容

#### (1) 周知方法の検討

事業の対象者は熱中症ハイリスク者である高齢者とし、周知方法を検討した。効果的な周知方法を検討するにあたり、光化学スモッグ注意報発令時の市内公共施設の対応に着目した。市内小学校では、光化学注意報発令中は、目立つ旗を掲げていたり、施設によっては光化学スモッグ注意報発令中という看板を施設入口に掲示している施設もあった。このような事例からヒントを得て、施設入口に掲示でき、周囲の方が一目見て情報をキャッチできるような方法として、のぼり旗とした。また、のぼり旗のデザインには、遠目でも目立ち、危険をイメージしやすい赤地に文字を大きく表示した。

#### (2) 事業内容

事業内容は以下のとおりとし、実施にあたり、マニュアルを作成し、各施設へ説明を行った  
期間：令和5年7月4日～10月25日

設置場所：市内老人福祉施設(4か所)、老人憩の家(8か所)、その他施設(12か所) 合計24か所  
のぼり旗設置条件：各施設敷地内で、周囲の方の目につきやすい場所

転倒などの事故がないよう安全性に配慮すること

運用方法：

#### ①事前の準備

施設職員はところざわほっとメールで、熱中症警戒アラート情報を受信できるように設定する。

#### ②熱中症警戒アラート発表当日

始業後にのぼり旗を施設敷地内に設置し、終業前に撤去する。

### 3 効果

事業開始にあたり、施設職員へ熱中症警戒アラートについて説明を行うことで、施設職員の知識を深めること、また熱中症を意識していただくことができた。また、全庁へ本事業開始について周知したところ、他施設からも実施したいとの声をいただき、急遽、市民体育館やクリーンセンター等、12施設でも追加で事業を開始した。様々な施設で実施したことにより、休館日が重ならず、熱中症警戒アラートが発表された日には市内のいずれかの施設でのぼり旗による注意喚起

を行うことができた。また、のぼり旗の設置場所については図1のとおり。建物の外に設置していた施設が20施設(83.3%)、建物の中に設置していた施設が4施設(16.7%)であった。建物の外に設置しているのぼり旗は、遠目からも見やすく、目立っており、周囲への注意喚起につながっていた。

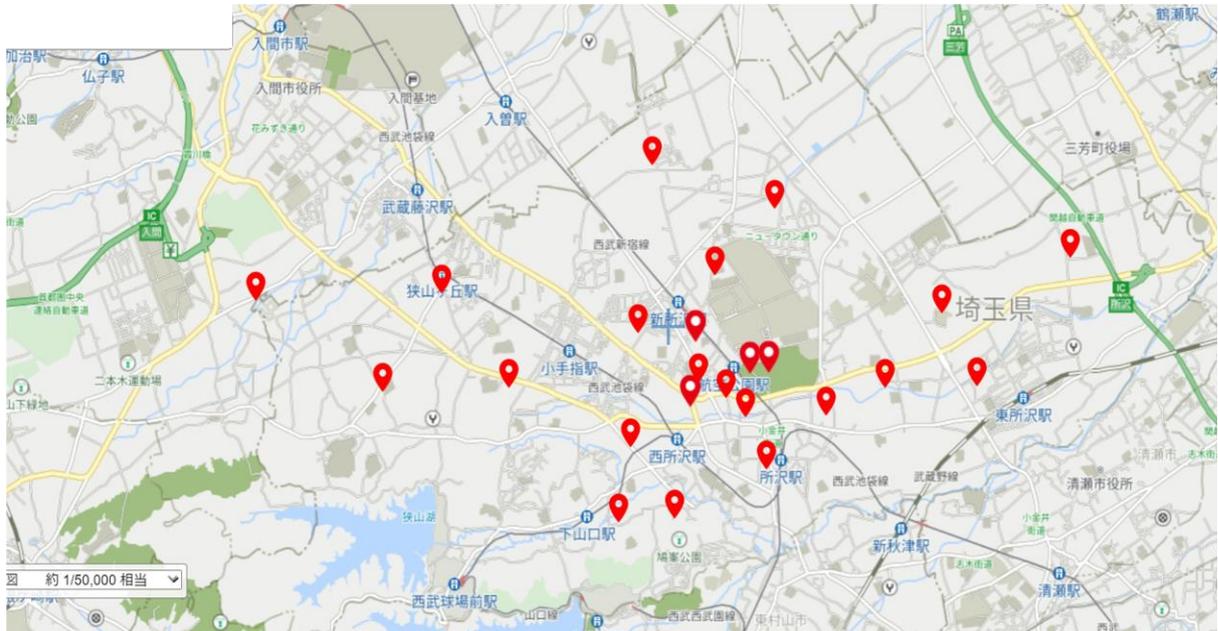


図1 <所沢市内のぼり旗設置場所>

#### 4 効果的な事業展開に向けて

のぼり旗設置場所については、図1のとおり、市中心部に多くなっている。本事業の対象を高齢者としたことから、今後は各地区の高齢化率等を参考に、より効果的な注意喚起を行えるよう設置場所を検討していけると良いと考える。また、のぼり旗の設置場所についても建物の外に設置できるよう、安全性の問題などを踏まえ、設置施設と検討していきたい。さらに、熱中症警戒アラート自体を知らない方も多くいると思われるため、熱中症警戒アラートについても周知を工夫していきたい。

熱中症による救急搬送者の割合の約半数は高齢者であり、本事業でも対象を高齢者としたが、熱中症による小中学生の救急搬送や死亡事例もあることから、熱中症ハイリスク者であるこどもへ、対象を拡大していく必要性も高いと考える。教育現場では、こどもという特徴や集団ならではの熱中症に関する問題や課題が多くあると思われる。関係機関と情報共有を図り、本事業の改善だけでなく、市全体で取り組む熱中症予防事業としていく一歩としていきたい。

## 給食施設に対する、支援者に効果的な衛生講習会の実施について

狭山保健所

○穂積美彩 町田心 赤羽尚子  
白井菜津美 田島貴子 辻村信正

### 1 経緯（又は目的）

狭山保健所では、給食施設が主体的に問題点を改善できることを目的として、毎年衛生講習会を開催している。今年度はオンライン研修として、Zoomを使用した動画配信を行った。

講義を視聴することにより、習慣化された業務の再考や、自身の施設の問題点解決の一助になることを期待している。

オンライン研修が主流となっているものの、衛生講習会の配信での実施は初の試みであった。今後の方針について検討することや、PDCA サイクルを意識しより効果的な研修会とすることを目的に、受講後アンケートを実施したのでその結果を報告する。

### 2 実施内容

管内の給食施設の給食管理者、栄養士、調理師、調理従事者等に向けて、「給食施設における衛生管理について」をテーマに、Zoomによる動画配信を実施。講師を狭山保健所の食品監視担当とし、実際の事例や注意点を中心に、最新の動向を踏まえた講義内容とした。

配信期間を2か月設け、施設内で多くの関係者に見てもらえるよう配慮した。

アンケートについては、Microsoft Forms を用いたオンラインによる回答とした。

### 3 成果、効果 又は実施結果

管内の604施設に周知し、視聴数704件、視聴後アンケートの回答数266件であった（表1）。

表1 施設種別アンケート回答件数

学校	病院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所	その他	計
134	47	7	16	42	13	3	4	266

#### (1) 研修内容について

参考になった93%、やや参考になった7%という結果になった。

#### (2) 印象に残ったチャプター（図1）

衛生管理についてが最も多かった。「事例を聞いて食中毒の怖さを改めて感じる事ができた」や、「ありがちな場面についての検証実験はとても説得力があった」など、衛生管理の重要性について再認識したという声が多かった。

#### (3) 研修内容について活用の可否について（図2）

活用できるとの回答が9割程度あった。回答の理由を一部抜粋すると、すぐに活用できる（基本的なことで抜けていたことがあった為、日々簡単に実践できる内容だったから）、検討は必要だが活用できる（作業効率や動線などと照らし合わせる必要があるから）、検討してみようと思うが難しい（作業通路が狭く、加熱前・加熱後の動線が重なるため、心

配に感じる事がある)、活用は難しい(小規模施設の為、下処理用として別のシンクを設置できない)等の意見が挙げられた。

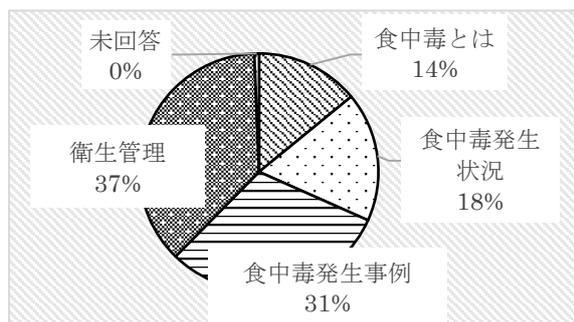


図1 印象に残ったチャプター (複数回答可)

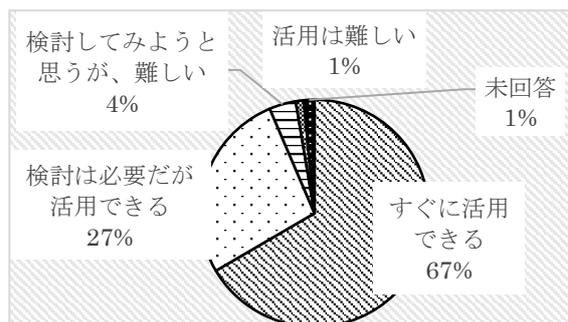


図2 研修内容について活用の可否

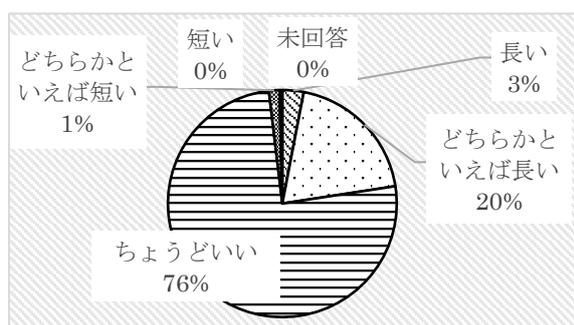


図3 研修動画の長さ

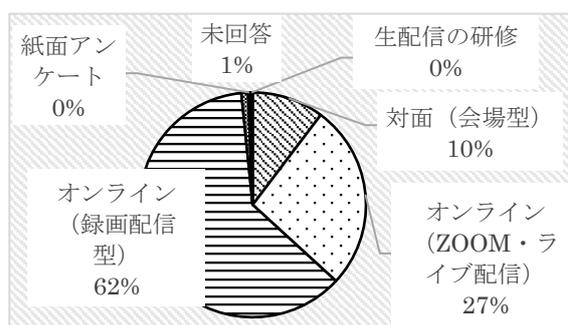


図4 今後希望する実施方法 (複数回答可)

#### (4) 動画の長さについて (図3)

30分程度の動画であったが、76%がちょうどよいと回答している。

#### (5) 今後の研修会の実施方法について (図4)

対面希望10%、オンライン希望89%であった。オンライン希望の理由として、「基本1人体制の為、仕事の進捗により、できる時に研修を受けられるのが助かった」、「仕事を休んで出かけることなく、空き時間に学習できてよかった」、「研修動画は再確認できるのでとてもありがたい」との声が多かった。

## 4 評価・効果的な事業展開に向けて

最近の埼玉県内の食中毒事例や検証実験を盛り込むことで、より身近に感じられる内容となり、日々の業務に活用できる研修会となった。

配信時間については概ね30分程度が妥当である。次回作成する際は、チャプターごとに動画を切って、より視聴しやすいようにしたい。

経験の長い人には振り返りとして、初めて業務を経験する人には分かりやすい内容になっており、衛生管理の重要性について従事者へ広く周知できた。

また、オンデマンド配信のため分割して視聴したり、繰り返し見ることができるとのメリットも大きく、引き続きオンラインを活用した研修会の需要は高いと感じた。講師との調整も必要であるため、この点については検討していきたい。

今後研修会で扱ってほしいテーマについて意見も多くいただいた。施設種別ごとに特徴があったので、来年度以降の参考にしていきたい。

## 神経難病患者のコミュニケーションツールについての 県立大宮工業高校との協働

埼玉県熊谷保健所

○大竹佳 飛田暢祐 米元菜穂美 小泉優理 中山由紀

### 1 はじめに

令和4年度に2名の神経難病患者（ALS）にコミュニケーションツールの導入の支援を行った。この支援をとおして、重度の神経難病患者のコミュニケーションに係るきめ細やかな支援の必要性を強く感じた。そこで、令和5年度は個別の状態に応じた機器の調整に関し、工業高校の専門性に注目し協働の可能性を検討し、機器の開発に取り組んだ。併せて、今後の個別性の高い患者支援の方向性について考察したので報告する。

### 2 経緯

令和4年度にコミュニケーションツールの導入の支援を行った際、患者が現在どこの部位でどの動作でスイッチを押すことができるのかという点が重要となることを学んだ。振戦があるため利き手ではない方の手でスイッチを押しやすい、親指を横（示指側）に動かす動作の方がスイッチを押しやすい等、患者によってスイッチの種類のみならず固定する場所も個人差が大きい。同じ種類のスイッチも押す部位、固定方法によって患者がコミュニケーションツールを使いこなせるかどうか大きな影響を及ぼす。しかし、コミュニケーションツールの導入時の相談先はもちろんのこと、導入後のスイッチについては相談先がより一層確保されていない現状がある。

また、在宅で医療機器を使用しないが構音障害及び上肢の麻痺があり、話せない・筆談も困難という場合、家族の外出中の緊急時（転倒等）にSOSを発出する方法がないことに危機感を感じていた。本人が1回スイッチを押すと設定してある家族のLINEやメールに「すぐに帰ってきてください」等のメッセージが送付できるツールが何かあれば在宅で安心して過ごせるのではないかと考えた。

そこで、スイッチの固定方法の調整やツールの開発について県立工業高校に協力を依頼できないかと考え、教育局福利課の保健師経由で高校教育指導課に相談したところスイッチの協働開発に取り組んでももらえることとなった。

### 3 方法・内容

#### (1) 県教育局への相談

県教育局（高校教育指導課）に相談したところ、課題研究のなかで「福祉班」がある大宮工業高校を紹介された。そこで、大宮工業高校に神経難病患者に対してのスイッチの調整や開発について相談したところ協働事業として取り組んでももらえることとなった。

#### (2) 情報共有

6月2日に大宮工業高校3年生課題研究「福祉班」の生徒に、神経難病及び必要なコミュニケーションツール及びスイッチについての講義を行った。どこの部位の筋力低下から始まるのか、患者と関わるうえで保健師が気を付けていることは何か等の質問が生徒からあがった。

#### (3) 今年度の試作品の検討

まずは自宅版のナースコールとして、玄関チャイムを活用したスイッチの試作品を作成す

ることになった。6月2日の授業の際に、大宮工業高校の生徒から玄関チャイムのスイッチを少しの力で押せるように試作したパイロット版の提示があった。

#### (4) 試作品の紹介

大宮工業高校の生徒が作成した手で押すタイプの「たまごスイッチ」と足で押すタイプの「フットスイッチ」について、6月30日にZoomでの説明を受け試用をお願いする患者を選定した。今年度はそれぞれ管内のALS患者に試用の了解を得ることができた。

#### (5) 患者の試用

ア 8月上旬に患者宅にて「たまごスイッチ」の試用を行った。試用会当日は患者宅に保健師が同席し大宮工業高校とZoomミーティングをつないだ。スイッチの試用を患者に了解を得た際は左手指で「たまごスイッチ」を押すことを想定していたが、筋力の低下により左手指の使用が困難であったため左足の土踏まずで試用してもらうこととした。

イ 8月下旬に患者宅にて「フットスイッチ」の試用を行った。この時は大宮工業高校の生徒から送付されたアンケートをもとに、使い心地についての聞き取りを行った。

### 4 結果

#### (1) 患者の反応

ア 「たまごスイッチ」を試用した患者は実際には試作品を押すことができなかった。しかし「土踏まずなら押せそう」と前向きな感想を話してくれた。また、高校生が自分のことを気にしてくれたことがとても嬉しい、「皆さんの気持ちと行動力に感動です」と感想を指伝話で示してくれた。

イ 「フットスイッチ」を試用した患者は、実際にスイッチを押し、チャイム音が鳴るとうれしそうな様子であった。「フットスイッチ」を押した感想として、押す場所がわかりにくい・押せた感覚がないといった改善点もあがった。改善版が使いやすいものであれば、今後使用してみたいとの意見であった。

#### (2) 生徒の反応

試用会では、生徒自ら使い心地などについて積極的に質問する様子が見られた。実際にZoomで「たまごスイッチ」を試す様子を見て、自分たちが作成したものが患者の療養生活に役立つものであると実感し、今後の開発への意欲が高まったようである。

### 5 考察と今後について

スイッチの調整を行う際、患者に筋力低下の進行に直面化させることになり、「たまごスイッチ」の試用を依頼した患者は少し落ち込む様子を見せていた。しかし、家族や支援者以外に自分のために動いてくれる存在があることが患者にとって前向きな療養へのモチベーションとなったようである。

この取り組みを通してスイッチの調整が患者のQOLに係る必要性の高い支援であることを周知していく必要があると考える。患者と接する時間が長くどこの部位を動かしやすいのかわかる家族や介護士等と一緒にスイッチの調整を行うことができれば、患者がコミュニケーションツールを使用できる期間をより長くすることができる。

今後、在宅療養を行う患者の生活支援の一環として、例えば神経難病患者の入院を受け入れているリハビリスタッフの巡回相談等専門医療機関の医療やリハビリの専門職の協力を得られるような仕組み作りも提案していきたい。

## 地域メディアを活用した HIV・エイズの普及啓発活動について

埼玉県本庄保健所

○正田綾 太田浩将 岩波智美 中里京子 今泉哲雄 遠藤浩正

### 1 目的

当所では、毎月第2・4水曜日に HIV・性感染症等の通常検査（以下、「検査」とする）を実施している。問診票の項目の「検査情報を知った方法」では、多くの受検者が「保健所のホームページ」と回答している。このことから、受検者は、感染不安がある且つ、受検希望がある者で、自ら調べるといふ行動に移すことができる者が検査につながっていることがわかった。保健所で検査を行っていることを知らない者や、自ら調べるといふ行動に移すことができていない者に対して、検査の情報や、HIV・性感染症等に関する知識を、生活の中や無意識の中に入れることで受検行動に繋げることができるのではないかと考えた。そこで当所では、UNAIDS（国連合同エイズ計画）が提唱する「世界エイズデー（12月1日）」に合わせて、地域メディアを活用し、HIV・エイズの正しい知識や検査情報の普及啓発活動をおこなった。令和4年度からこれまでの取り組みの評価及び今後の対応について考察したので報告する。

### 2 実施内容

#### (1) 令和4年度の検査実施状況

当所で開催した令和4年度の検査は、新型コロナウイルス感染症対応等により、検査の中止や検査枠の縮小を行ったため、全12回、受検者は延べ45人であった。検査情報を知った方法では「保健所のホームページ」が82%、「HIV検査マップ」が7%と、全体の89%で受検者本人がインターネットで検査について調べ、情報を入手している。また、受検者を居住地別で見ると、北部地域が全体の73%で最も多いことがわかった。

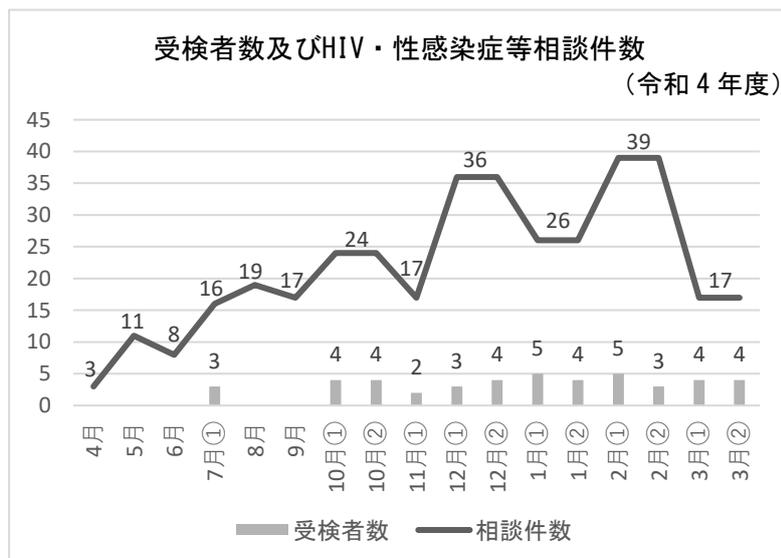


図1 受検者数及び HIV・性感染症等相談件数

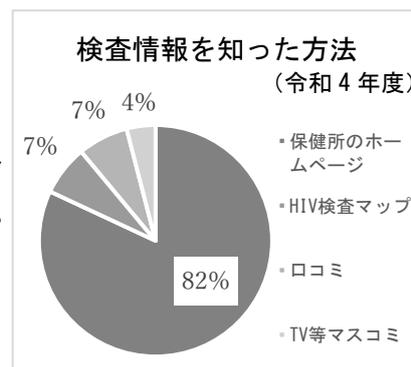


図2 検査情報を知った場所

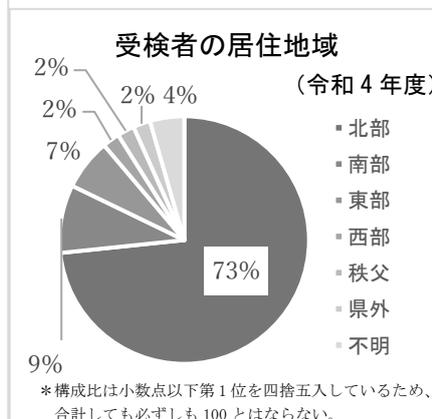


図3 受検者の居住地

#### (2) 地域メディアを活用した普及啓発活動

保健所で検査を行っていることを知らない者や、自ら調べるといふ行動に移すことができてい

ない者に対してどのように検査情報等を伝えることができるのか。当所では令和3年度から地域メディア3社と「地域メディア広報連携協定」を結んでいる。受検者の居住地域で北部地域が最も多く、管内や周辺地域に検査ニーズがあることを確認できたことから、地域メディアを活用することで効果的に普及啓発活動を行うことができるのではないかと考えた。

「世界エイズデー」に合わせて、令和4年11月28日～12月1日の4日間、HIV・エイズの正しい知識や検査情報を1分間の放送にできるよう資料を提供し、放送を依頼した。放送回数は、地域FMラジオで18回、地域ケーブルテレビで72回であると確認している。

### 3 実施結果

HIV・性感染症等相談件数は、放送前（11月）から放送後（12月）では2.1倍の増加がみられた。また、12月の1回目の検査では、検査枠に対し、受検希望者が2.8倍に上った。その結果、定員に達したため、予約できなかった受検希望者に対し、次回検査や他保健所での検査を案内した。

本活動実施後の令和5年度検査（規模縮小・中止なし。令和5年12月13日現在、全17回、受検者数延べ65人）の受検者が検査情報を知った場所では「TV等マスコミ」が6%と増加したが、その理由を聞き取ったところ「地域メディアから情報を得た」と回答した者はいなかった。

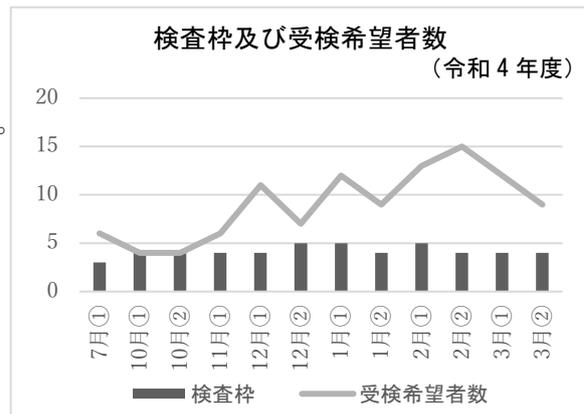


図4 検査枠及び受検希望者数

### 4 評価

管内や周辺地域の県民に対し、地域メディアを活用してHIV・エイズの正しい知識や検査に関する普及啓発を行ったことで、検査に対する関心の有無に関わらず、一定数の聴衆者・視聴者に対し情報を提供することができたと考える。しかし、実際の聴衆・視聴率や聴衆・視聴した年齢層は不明である。厚生労働省は、HIV・エイズについては青少年から<sup>1)</sup>、性感染症については若年層を中心に<sup>2)</sup>、知識や検査等の普及啓発を行うことが重要であるとしている。より普及啓発を行う必要がある世代に対し、本活動が直接アプローチできているかを評価することはできなかった。

また、本活動が相談件数や受検希望者数の増加した要因、管内の性感染症等の発生動向に直接的な関係があるかについて、明確に評価することは、受検者からの問診等を用いても困難である。

### 5 効果的な事業展開に向けて

本活動が、保健所で検査を行っていることを知らない者や、自ら調べるという行動に移すことができている者に対し、情報を伝える方法として明確に有効であるか評価することは難しい。そのため、複数の方法を合わせてHIV・エイズの正しい知識や検査に関する普及啓発を行っていくことが重要であると考えた。令和5年度は、「世界エイズデー」に合わせ、地域メディアの活用その他、学生利用が多い駅にポスターを掲示した。今後は、検査ニーズを考慮し、キャンペーンに合わせて検査枠を増やすことも検討していきたい。

### 参考文献

- 1) 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針. 厚生労働省. 平成30年1月18日.
- 2) 性感染症に関する特定感染症予防指針. 厚生労働省. 平成30年1月18日.

## 一日薬剤師体験教室を通じた医薬品の正しい使い方の普及啓発

所属名 埼玉県保健医療部薬務課

氏名 ○大崎 哲 戸田量子 吉野典孝  
濱田篤美 杉山祐介 木元康博  
長浜善行 芝 和俊 岡地哲也

### 1 目的及び経緯

近年、セルフメディケーションの推進や一般用医薬品のインターネット販売の伸展に伴い、医薬品を購入する際に薬局やドラッグストア、さらにインターネットで提供された情報を正しく理解し、使用することの重要性が叫ばれている。また、かかりつけ薬局・薬剤師制度やジェネリック医薬品の使用促進など、医薬品に係る情報が常に更新されるため、医薬品の使用者自身も適切な知識を持つ必要性が高まっている。

本事業では、自ら医薬品を購入する機会が増えてくる高校生を対象とした「一日薬剤師体験教室」を日本薬科大学と共催で開催し、講義・調剤体験等を通じて「医薬品の適正使用」及び「薬剤師の業務」に関する知識を深めてもらう機会を設けた。本発表では、一日薬剤師体験教室の実施状況及び参加者に実施したアンケート結果について、その概要を報告する。

### 2 「一日薬剤師体験教室」実施概要

- (1) 目的：①薬の正しい使い方や医薬品の製造から販売までの知識を深めてもらう。  
②薬剤師の業務を体験してもらい、職業に関する知識を習得してもらう。  
③薬事監視員等の行政の薬剤師の仕事について理解してもらう。
- (2) 日時：令和5年7月28日（金）午前9時30分から午後4時30分
- (3) 場所：日本薬科大学（北足立郡伊奈町）
- (4) 募集方法：教育委員会及び総務部を通じて県内高等学校へチラシを配布するとともに、大学及び県ホームページで周知を行い、申込は電子申請・届出サービスで受け付けた。
- (5) 実施内容：①講義：「薬の適正使用に向けて」（薬務課職員）  
②体験学習：散剤・無菌・軟膏調剤、手洗い、漢方資料館・薬用植物園見学

### 3 結果

- (1) 参加者数：県内の高校に通学又は県内在住の高校生 60名
- (2) アンケート結果（抜粋）

表1 〈薬の適正使用への理解（n=60）〉

「薬の適正使用に向けて」の講義内容が分かりましたか？	分かった 52名	少し分かった 8名	まだ分からない 0名
本教室に参加して薬学への興味関心が変化しましたか。	増加した 50名	変わらない 10名	下がった 0名
本教室は進路決定に役立ちましたか。	大いに役立った 43名	どちらかといえば役立った 16名	どちらかといえば役立たない 1名

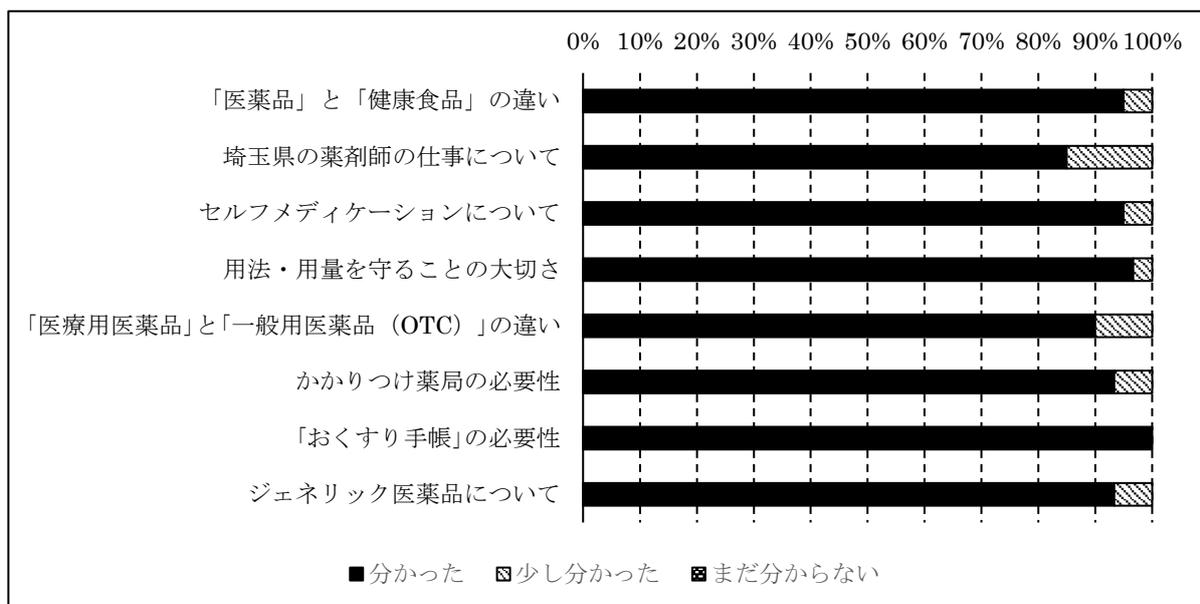


図1 〈「一日薬剤師体験教室」に参加して学んだことについて (n=60)〉

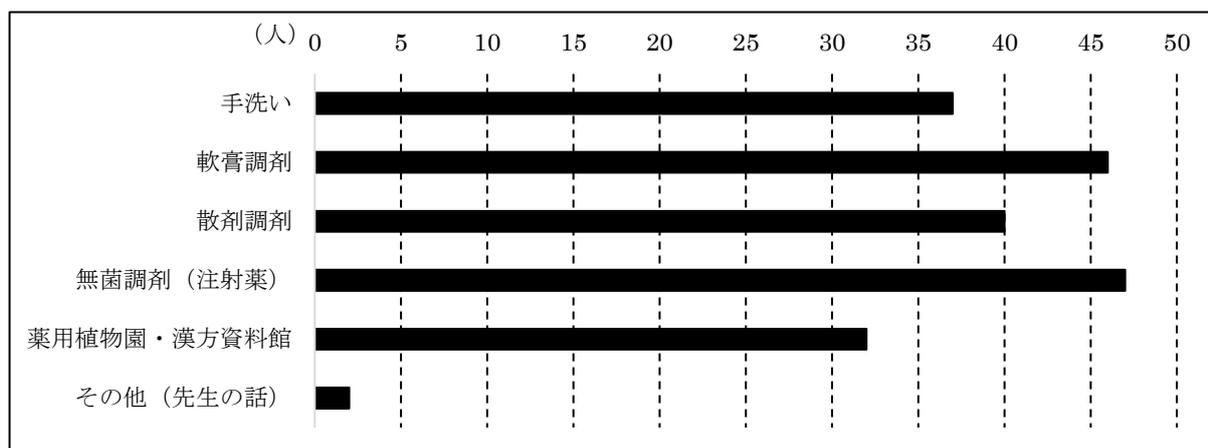


図2 〈「薬剤師体験」で面白かった (勉強になった) ことについて (n=60)〉

#### 4 まとめ

参加した生徒のアンケート結果から、医薬品の適正使用の推進だけでなく、薬剤師の仕事内容についても理解が深められたことがわかる。また、「薬学への興味関心が増加した」や「進路の決定に役立った」とする回答が多いことから、本事業が将来的な薬学生及び県内で薬剤師として活躍する人材へのアプローチとなり、薬剤師確保の観点においても有用なものとなりえると思料される。なお、昨年度の実績を踏まえ課題としていた参加者募集方法についても、電子申請システムを活用することで一定の作業効率化を図ることができた。

引き続き事業を共催する大学とも連携しながらわかりやすい講義を提供するだけでなく、本事業の目的達成のため、今後も新たな学習内容や効率的な作業方法を取り入れるなどの改善をしていきたい。

謝辞：本事業の実施に当たり御協力頂きました、日本薬科大学の皆様には深く感謝いたします。

## 地域の特性に応じた当事者活動の展開～秩父当事者会メンバーの取組～

秩父保健所 ○荻野まき 小島貴子 入江有紀 町田紀恵  
井上治美 島田道太 柳澤大輔  
医療法人全和会アクセス 新井康代

### 1 はじめに

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおいて、ピアサポーターは重層的な連携による支援体制を構築するための一つと位置づけられている。本県では、地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業として、ピアサポート活動を推進している。本事業を通じ、地域や当事者の声をもとにした支援者との協働による取組についてまとめたので報告する。

### 2 経過及び現在の活動内容、成果

#### (1) 経過

秩父保健所管内では、平成20年度から埼玉県退院促進支援事業（現 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業）を医療法人全和会アクセス（以下「アクセス」）が受託、秩父中央病院（現つむぎ診療所）の長期入院患者の地域移行に向けた取組を開始した。病院内プログラムでは、入院患者の退院意欲促進だけでなく、病棟看護師が患者の回復イメージを持ちやすくなる等の効果もあった。同年、「アクセス」と当所の共催によりピアサポーター養成講座を開催。講座修了者を対象に毎月定例会を実施し、平成21年12月に「秩父当事者会メンバー（以下「メンバー」）」が発足。以後、「メンバー」は月2回の定例会、ピアサポーター養成講座を継続して開催しており、メンバーは講座の講師を務めるなど活躍の場にもなっている。秩父地域に精神科病床がなくなり5年を経るが、「メンバー」は地域特性に応じて活動内容をブラッシュアップし、現在は当事者の地域生活の支援を軸とし、地域づくりのため活動の幅を広げている。

#### (2) 現在の活動

現在は、メンバー9人で活動している。

表1 活動内容

活動名	実施頻度	内容
定例会	月2回	体験発表や養成講座の準備等、状況に応じた活動を実施。メンバーの近況報告も行うことで、メンバー同士の理解にもつながっている。
体験発表	年4～5回	自らの病気や思いを発表することで、精神障害者に対する偏見や理解不足を解消することを目的として実施。管内市町の要請により行政職員や自立協、民生委員向けに発表を行う。当所の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進研修内シンポジストとしても登壇している。
障害福祉計画策定委員	(計画策定時)	管内の障害福祉計画策定委員として、当事者の意見の反映を行う。

ピアカウンセリング 練習	随時	支援者や了解を得た当事者を相手に、ピアカウンセリング練習を行う。定例会内で実施。
ピアサポーター 養成講座	年1回 (5回コース)	「メンバー」「アクセス」保健所共催。メンバーが進行し、受講者に向けピアサポーターの役割や自身の思いについて伝える。
交流会の開催	年1回	当事者同士の出会いの場を作りたいというメンバーの意見から、交流の場を目的に今年度初めて開催している。
研修会受講	希望時	ピアサポートやリカバリーに関するテーマの研修会に希望を募り参加している。

### (3) 成果

- ア 体験発表のアンケートでは「当事者の考えていることや思いが理解できた」「精神障害者は他の人と変わりがないように見えるが、とても苦労して生きていることがわかった」等の感想が報告された。精神障害者施策は地域生活中心へと進められているが、当事者が地域支援者等に向け自身の体験や思いを伝えることは、精神疾患や精神障害に対する理解促進・普及啓発だけでなく、「その人らしい生き方の尊重」といった権利擁護につながる。
- イ 障害福祉計画への参画により、当事者の視点での地域づくりといった施策への反映につながる。
- ウ メンバーが研修会を受講し、他地域や当事者の活動を知ることで、自身の活動の振り返りや、「メンバー」の活動に活かすことができる。

## 4 今後に向けて

令和6年4月1日に施行される改正精神保健福祉法では、市町村が実施する相談支援に、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象になることが明記され、相談支援体制の整備が求められている。また、「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書では、相談支援を担う人材の育成及び確保の観点からもピアサポーターの相談支援業務等への活用が望まれている。

「メンバー」は、現在市町においては福祉部門との関わりが強い。保健部門の相談支援時の「メンバー」メンバーの同席、ソーシャルクラブの協力等連携が広げられるとよい。「メンバー」と行政が今まで以上に協働し、重層的な支援体制の構築を推進できるよう保健所として支援することが必要と感じる。

## 5 おわりに

新型コロナウイルス感染拡大期は、当所でも全所体制で新型コロナウイルスの対応が優先された。その間も「メンバー」はメンバーの意向も踏まえ、感染対策を取りながら活動を続けている。地道な活動の継続やメンバーの前向きな姿勢により、「メンバー」は秩父地域の精神保健福祉において重要な資源の一つとなっている。「メンバー」の活動を導き、支えている「アクセス」新井氏に謝辞を伝える。

## 家族造形法を用いた事例研究会を実施して —母子個別事例における協働関係の可視化—

所属名 埼玉県南部保健所

氏名 ○石北芽依 小林葵依 本山智佳子

大槻知也 田中聖子 安達昭見 平野宏和

### 1 はじめに

母子保健の個別相談には、保健センター、市役所、保育・幼稚園、学校、児童相談所、医療機関、警察、保健所等多機関多職種が協働して支援することが多い。そして相談内容が複雑化かつ長期化してくると、支援者は支援目標や支援内容に自問自答することがある。そこで実際の症例をもとに、関係機関の支援者らと家族造形法を活用した事例研究を行い、ケース理解を深め、支援立案の技術向上を図った。事例研究会で得た経験を共有するため当所職員で家族造形法を実施した。2つの症例を用いた家族造形法による事例研究の意義についてまとめる。

### 2 用語説明

家族造形法とは、家族と支援者らの心理的距離感や情緒的な関係性を立体的に可視化する家族療法の一技法である。事例提供者と家族に関わる支援者、ファシリテーターで実施し、支援者らの相互作用や協働関係を位置や向き、ポーズを用いて立体的に造形する。例えば、家族が良好な関係の場合、近い「位置」に配置したり、向かい合わせの「向き」にしたりする。険悪な関係の場合には、離れた「位置」に配置したり、背中合わせの「向き」にしたりする。また、「ポーズ」とは、表情や腕を組む、足を投げ出す、体を震わす、肩を落とす、背を丸める等のポーズを使い表現されることを指す。

造形は6つのステップで進めていく。第一に、参加者全員の前で、ファシリテーターが事例提供者にケースとの出会いから現在までの出来事を時系列で確認していく（以下、情報整理とする）。第二に、事例提供者は主導的に配置を決めていく「造形家」を担う。第三に、参加者の中から家族や支援者らの演者を決める。第四に、造形家は演者を配置する、第五に、演者は向きやポーズを決める〔写真1参照〕。第六に、ファシリテーターは、演者がその位置にいることで、どのような気持ちを生じたり、感じたりしたか、その声を聴く。この過程は、コミュニケーションや感情的な繋がり、対立点等、家庭内の相互関係の複雑さを明らかにし、家庭内の内面や関係性、ニーズの理解を深める。また役割を演じた者は、その位置、向き、ポーズになりきることで、初めて家族の気持ちがわかると言われており、家族造形法を用いることで、家族の気持ちに寄り添った支援立案に寄与する。

### 3 症例Aに関する事例研究及び実施結果

令和5年9月、症例Aに関わる支援者らを中心に17機関から29人が集まった。参加職種は、保健師、保育士、訪問看護師、養護教諭、医療ソーシャルワーカー等9職種に及んだ。講師及びファシリテーターに埼玉県立大学名誉教授の市村彰英氏を招き、家族造形法による事例研究90分実施した。症例Aは、多くの支援者が関わり、支援経過が数年に及ぶため、情報整理には時間がかかった。実施後アンケートでは、家族造形法の体験が役に立ったと回答した割合は100%であった。また、演者からは、「多くの支援者が近くにおいて圧迫感がある」、「母側の支援者が少なく孤独

を感じる」、「関係者が多すぎてどこを向いていいかわからない」等、それぞれの立場を演じて感じたことが述べられた。参加者からは、「Aや支援者の心情を理解できた」、「家族造形法の捉え方や見方がわかった」、「距離感や思い等、新たな気づきを得られた」等の回答があった。

#### 4 症例Bに関する事例研究及び実施結果

令和5年11月、9月の事例研究に参加した職員を中心に当所職員13人で症例Bに関する家族造形法を実施した。参加職種は、保健師、精神保健福祉士、看護師、事務職。ここでは、外部ファシリテーターは招かず、筆頭保健師がその役割を担った。また、症例Bに関わる保健師が造形家の役割を担い、症例A同様に90分間で実施した。実施後インタビューでは、造形家から「配置したものの、この位置でよいのか、個人の主観になっていないか、他の支援者もこれで一致しているのか、この造形で演者に感想を聞いたり、方針決めていいのか不安」、演者から「ホワイトボードを使った事例検討とは異なり、当事者の役に入り込んで検討できた」、「関係性を立体的に表現することで誰がどこを向いてどんな支援をしているのか理解できた」、「それぞれの距離感や目線を目視できるため、誰に対してどのような関わりが必要なのかを考えることができると思った」等の回答があった。

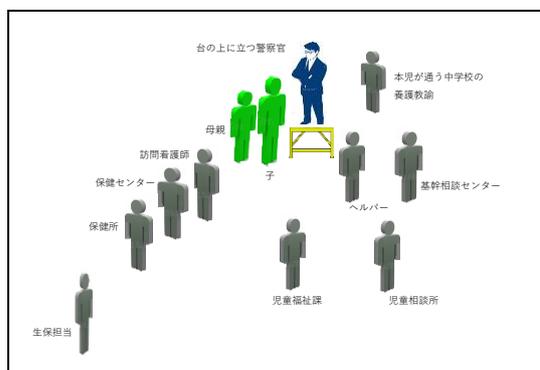


図1 症例Aの造形を人形で表した図



写真1 症例Aの実際の造形

#### 5 考察

2つの症例について、家族造形法で本人や家族、支援者の関係を立体的に表すことで、支援の協働関係を可視化することができた。また、演者にとっては、家族や支援者にどのような気持ちや感覚が生じるかを体感したり、想像したりすることで、ケースへの理解を深めることができた。実際に関わる支援者は“当事者”として参加することで、「もっとこうすることができた」、「今後はこういう関わりができそうだ」等、過去の関わりを思い起こし、自己を振り返り、今後の支援へと発展することが可能である。今後実施する際の工夫点として、実際に関わっている支援者をより多く含むメンバー構成にすることが挙げられる。実際の支援者が演者になることで、直接的な経験を反映した造形が期待できる。これにより、“当事者である支援者”は、より一層家族の気持ちに寄り添った支援を展開できると考える。

#### 6 おわりに

多機関と造形した症例Aについては、保健センター、市役所、児童相談所等の行政のみならず、訪問看護師、保育士、医療ソーシャルワーカー等の民間と取組んだことで、恒常化した見方から柔軟で多角的な視点を発見することに繋がったと考える。家族を支援する技法は様々あるが、家族造形法の事例研究を多機関多職種と取組むことで支援者のネットワークを広げると共に、本人や家族に共感するケースワーク力を身につけていきたい。

## 家族造形法を用いた事例検討体験会を実施して

寄居町健康づくり課

阿部大輔

### 1 目的

市町村の保健師活動で対象とする個別支援では、家族や支援者等と関わることが多く、困難事例であることも多い。その際には、ケース会議等で処遇検討を行っている。

令和5年9月11日に埼玉県南部保健所で開催された「家族支援の心を磨く～みんなで考える、家族造形法を用いた事例研究会」（講師：埼玉県立大学名誉教授市村彰英氏）を受講し、本人、家族、支援者を含めた関係者の関係性を明らかにする家族造形法の手法について学んだ。

この体験を、当町の保健師らと共有し、今後の個別支援に活かせるよう実践した取り組みについて報告する。

### 2 実施内容

#### (1) 実施日時・場所

令和5年11月8日（水曜日）午後5時30分から7時・寄居町役場7階健診室A

#### (2) 参加者

町保健師8名（新任期2名、中堅期3名、管理期3名）、事務職員2名（課長、主任）

#### (3) 事例

妊娠期から血液透析治療中の産婦（家族、支援者との関係性を明らかにする）

#### (4) 実施方法

実施にあたり事業計画案、指導案を作成し参加者に事前に周知した。体験会の時間配分は、①導入（家族造形法とは）10分、②事例紹介40分、③造形20分、④感想を聞く15分、⑤まとめ5分で実施した。研修受講者がファシリテータとなり、事例提供者が実際関わった事例を振り返り、参加者と共有を図った。事例についての理解が十分深められたところで、事例提供者が造形家となり、ファシリテータ、本事例の登場人物として母、父、母方祖父、医療機関相談員（以下MSW）、子育て包括支援センター助産師（以下助産師）、福祉課職員、サービス提供事業者のそれぞれの役を決めた。その後、会場の空間で造形を行った。

造形が完了した後、登場人物役、聴衆役の参加者が感想を発表し、最後に造形家となった事例提供者が感想を発表した。



図1 参加者と情報共有



図2 事例提供者による実際の造形をもとに作成した図

### 3 実施結果

#### (1) 参加者からの意見

【MSW】母の周りには支援者がいる印象を受けた。【福祉課】支援者としても、いろんな人が周りにいるから相談できるという安心感が得られた。【助産師】ここから見ると父が全く見えない。支援者の横のつながりや関係性がわからない。【サービス提供事業所】母、祖父、関係者は手の届くところにいるが、父は手を出したくても届かない。【祖父】支援者はいっぱいいるが、自分を支えてくれる人がいないので不安を感じる。【父】自分から離れたところに人が集まっていて、他人ごとのような感じもする。寂しい気持ち。祖父がよく見える。【母】支援者が近すぎて、どこを見てよいかわからない。圧を感じる。家族側がスカスカで身内以外のことはよく見える。【聴衆】立ち位置から、支援の必要そうところがわかり、関係性の把握ができると感じた。

#### (2) アンケートの結果

事前アンケートでは、家族造形法について「聞いたことがある」（2名 40%）、「体験したことがある」（2名 20%）と多くの職員が初めて体験した。事後アンケートでは、家族造形法について「理解できた」（4名 40%）、「だいたい理解できた」（6名 60%）、今後のケースワークや対象理解に活かそうかという質問に「活かせる」（4名 40%）、「だいたい活かせる」（6名 60%）と回答した。感想では「このままケースを引き継げるくらい理解が深まった」、「母、家族、関係者の関係性が理解できた」、「他のケースでも実施してみたい」と、今後の実施につながる意見が聞かれた。また「支援者のケースに対する向き合い方や感じ方の違いによって違う造形になると思った」という自分が支援者となって事例をみた感想も聞かれた。

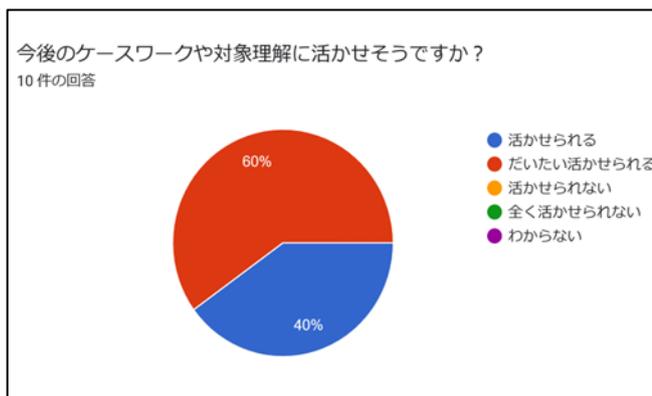


図3 参加者事後アンケート結果

#### (3) 事例提供者からの感想

支援者の繋がりを可視化することができた。また祖父の支援は全くないことが分かった。他の参加者からの意見を聞き、自分では考えていなかった意見もあったため、参考になった。客観的にケースを見ることの必要性を改めて感じた。

### 4 効果的な事業展開に向けて

堀江らは「家族造形法は家族の心理的距離間や情緒的な関係性といった相互作用パターンを立体的・物理的に可視化する家族療法の一技法」と述べている。この体験会を通して「このままケースを引き継げるくらい理解が深まった」という参加者の感想からも、家族や支援者について空間的距離から関係性の理解につながったと考える。さらに、継続的な実施などの意見も聞かれた。今後は保健師の人材育成にも取り入れて、継続して実施していきたい。

#### 参考文献

- 1) 堀江幸代・興津真理子（2014）：家族造形法を用いた事例検討会—家族療法化のためのトレーニングとしての有用性—, 心理臨床科学, 4 (1) , 53-61.

## 外国人交流会を実施して見えたこと

さいたま市北区役所 健康福祉部 保健センター  
滝澤 明子 ○中杉 晃子 金澤 幸耶

### 1 はじめに

国は、こども大綱の策定に向けた検討の中で、「子育て当事者にとっては、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている」としている。

本市では、過去5年の出生数の約4%において、父母ともにまたは父母の一方が外国籍であり、北区における割合は約3%である。

日本を母国とする養育者に対して冒頭の見解が生じているのであれば、言語・文化等が異なる養育者の不安や孤立感等が高まることは容易に想像がつくところである。

そこで、北区妊娠・出産包括支援センター（子育て世代包括支援センター）では、妊娠届提出時の面接において「知り合いがいない」等孤立状態が心配される妊婦の現状を踏まえ、外国籍の養育者を対象に、令和4年度及び5年度に交流会を実施することとした。国籍は、令和3年度の妊娠届で最も多かったベトナムに絞ることとした。今回、令和4～5年度の実績について報告する。

### 2 実施内容

- (1) 目的
  - ・日本で出産・子育てをするベトナム人の交流の機会を提供し、在日ベトナム人のつながりを作ることで、日本での育児に必要な情報を得て、育児不安の軽減を図る。
  - ・子育てをする在日ベトナム人の孤立化を防ぐ。
- (2) 対象
  - さいたま市北区在住のベトナム人の妊婦とその夫やパートナー、在日ベトナム人の子どもとその保護者等
- (3) 日時
  - ・令和4年10月11日 14:00～15:00
  - ・令和5年9月7日 14:00～15:30
- (4) 広報
  - 電話、地区担当が把握している方にはベトナム語のチラシを送付（図1）
  - ※交流会実施年度及び前年度の妊娠届に記載された妊婦の国籍がベトナムであった世帯、地区担当が把握しているベトナム人の保護者に勧奨を実施。
- (5) 内容
  - 座談会（託児なし）、通訳者を配置する関係もあり、事前予約制とした。



図1<チラシ>

### 3 実施結果

参加人数は令和4年度が3世帯3人、令和5年度は2世帯3人であり、全員初めての参加であった。（表1）

表1<広報及び参加状況>

令和4年度					令和5年度				
①広報手段	②勧奨数(世帯)	③申込数(世帯)	④②のうち参加数(世帯)	⑤参加率(④/②)	①広報手段	②勧奨数(世帯)	③申込数(世帯)	④②のうち参加数(世帯)	⑤参加率(④/②)
1 電話のみ	2	0	0	0.0%	1 電話のみ	0	0	0	—
2 チラシ送付・配布のみ	0	0	0	—	2 チラシ送付・配布のみ	5	3	1	20.0%
3 電話+チラシ	7	3	3	42.9%	3 電話+チラシ	6	2	1	16.7%
計	9	3	3	33.3%	計	11	5	2	18.2%

令和4年度・5年度ともに開始時間に集まったのは1人であり、10～20分遅れて2人目が到着するという流れであった。（図2）令和4年度は、参加者同士がベトナム語で会話している内容を

職員向けに訳してもらいたいと依頼したが、「育児のことを話している」という大まかな訳のみで、具体的な内容を聞き取ることができなかった。令和5年度は、この反省を生かし、事前に通訳者に参加者間の会話も含めた通訳を依頼し、内容を聞き取ることができた。(図3)

	令和4年度	令和5年度
開始時間	参加者1人 参加者の育児相談を職員が受ける形で進行。	参加者1人 参加者、通訳、職員で雑談をして他参加者の到着を待つ。
10分経過		2組目の参加者(家族)到着。
20分経過	2人目の参加者到着。	座談会開始。
	来所していない方に電話。 →オンラインでの参加に切り替え、ハイブリット式の座談会へ。	来所していない方に電話。 →応答なし。終了まで連絡なし。
終了時間	コロナ禍であり、終了とともに解散。	アンケートに回答後終了。 終了後しばらく会場を開放し、参加者同士の交流が深められるようにした。

・出身地について(ベトナムは南北の地域によって、発音や言葉の違いが異なるため、出身地が違うと言葉が分からないことも多いとのこと。今回の参加者は参加者間で会話可能であった。)

・日本で今まで住んでいた場所

・最もよく使うSNS

・日本の育児で抱える不安(日本語が分からないので、保育園での子どもの状況について、聞くことができない)

図3<令和5年度の交流会で出た話題>

図2<交流会当日の流れ>

令和4年度の参加者からは、「母国の人と直接会える機会は良い。」「平日仕事があるので、参加が難しい人が多いと思う。土日開催だと嬉しい。」「また、こういった機会があれば、ぜひ参加したい。」との感想をいただいた。令和5年度はアンケートをとり、「知り合いができた」等の感想をいただいた。(図4)

1、日本での妊娠・育児で困っていることや不安なことはあるか。	・日本語があまりできないから、先生とのコミュニケーションをとるのに困る。	・父親が日中仕事でいないので、手伝いが無い。
2、交流会に参加した理由	・知り合いを作りたい(2世帯とも回答)	・育児の情報が欲しかった(2世帯とも回答)
3、参加してみて良かったこと	・知り合いができた。	・今回のような面談会があるとよい。
4、交流会で他にやりたかったこと	・ベトナム語版の子育てサイト・情報があるとよい。	・遊びの情報など知りたかった。

図4<令和5年度交流会アンケート結果>

#### 4 考察

2回の交流会を通し、外国籍の養育者は、日本語でのコミュニケーションの困難さから、不安を抱えて育児をしていることが分かった。そのため、通訳の配置があり、不安に思っていること等話したいことが自由に話せる機会は、参加者の満足につながったと推測した。また、機会さえ設ければ、つながりを作ることは可能であり、孤立化を防ぐための一助となると考えた。

日本語を苦手とするために、参加を躊躇する可能性があることを念頭に置くと、周知の時点で通訳の配置について明示することが重要であると考えた。また、より多くの対象者に周知するために、SNS等対象者が使用しているツールを活用することが効果的であるのではないかと考えた。

交流会参加者の中には、育児情報の入手を希望する方もいた。必要とする育児情報は子の年齢や状態によって随時変化するものであることから、交流会に限定せず、使い慣れた言語で必要な時期に適当な情報にアクセスできる体制を引き続き推進していくことが望まれる。

#### 5 まとめ

令和5年度は2回の交流会の反省を生かし、ネパール人を対象とした交流会も開催予定である。これらを踏まえて、令和6年度以降の外国籍の養育者支援の方法について検討していきたい。

## 産後ケア事業における利用状況と連携について

川口市保健所 地域保健センター

○萩原志緒里、富田奈央子、椎名明子、諸橋幸子、岡本浩二

### 1 はじめに

産後ケア事業は、令和元年度の母子保健法の一部を改正する法律により、市区町村の努力義務として規定された。本市では、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的に、令和4年4月1日より産後ケア事業を開始し、1年半が経過した。この事業における本市での取組状況や利用者の感想及び実施機関との連携状況について報告する。

### 2 事業開始に至る背景

①本市は地域特性として転入者が多く、そのため核家族が多いこともあり、身近に頼れる人が少なく産後心身の負担感が大きい産婦が多い。

②本市の産婦・新生児訪問指導では実施していない、乳房マッサージのニーズが高い。

③令和3年度時点では、本市の子育て支援サービスの対象品目に「助産師による乳房マッサージ及び母乳の与え方の指導（1回あたり上限2,000円）」があったが、所得制限があり、全産婦が対象とならなかった（現在はサービスの内容が変更となっている）。

以上の3点から、出産し、退院した直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的に事業を開始するに至った。

### 3 実施内容・方法

産後ケア事業の対象者は、産後1年未満の産婦とその児とした。ケアの種類は、宿泊型・日帰り型・訪問型（早期訪問型・一般訪問型）の3種類とし、回数は7回を上限とした。訪問型の利用は、早期訪問型は1回のみとし、一般訪問型と併せ3回までを上限とした。ケアの内容は、一般訪問型を除き、産婦・新生児訪問指導で産婦からのニーズが高い乳房マッサージが受けられるよう調整をした。

利用の流れは、希望者からの電子申請後、業務担当の職員が基礎情報を確認し、個別支援が必要かを判断する。保健師・助産師等から申請者に電話連絡し、育児状況や申請内容を確認後、希望施設と日程調整や必要な情報を共有し、調整後に本人及び実施機関に承認決定通知書を交付している。令和5年度からは、利用料のうち1回最大2,500円を減免する制度を実施している（5回まで）。利用後、継続支援及び見守りが必要な場合は実施機関から情報提供を受け、地区担当保健師の支援に繋げている。実施機関とは、年に1回連携を図るための情報共有の会議を実施している。

### 4 結果

令和4年度の申請件数は442件、利用件数は368件だった。令和5年度（4月～9月）の申請件数は511件、利用件数は377件だった。令和5年度は、上半期が終了した時点で、昨年度の実績を上回っている。また、ケアの利用内容は日帰り型が最も多く、令和4年度は73%を占めて

いた（図1）。利用者にアンケートを実施したところ（複数回答）、利用に至ったきっかけは、「産後の体力回復のため」と回答した人が令和4年度は92人（51.1%）、令和5年度は62人（50.4%）で最も多く、次いで「授乳が困難であったため」と回答した人が令和4年度は82人（45.6%）、令和5年度は53人（43.1%）で多かった。利用後に改善したことは、令和4年度は「授乳に関する不安や困難が解決した」と回答した人が123人（68.3%）で最も多く、次いで「助産師等と安心して話ができ、落ち着いた」と回答した人が119人（66.1%）だった。令和5年度は「助産師等と安心して話ができ、落ち着いた」と回答した人が82人（66.7%）で最も多く、「授乳に関する不安や困難が解決した」と回答した人が75人（61.0%）で次いで多かった。

地区別の利用延実績は、川口駅近郊のA地区とB地区が高かった。（図2）

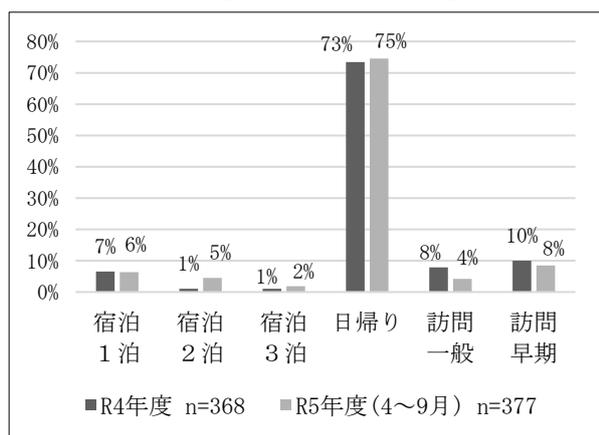


図1 <利用延実績>

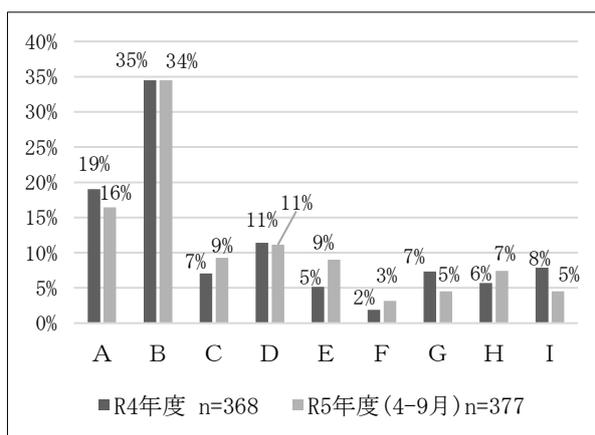


図2 <地区別利用延実績>

## 5 考察

アンケート等の結果から、産後に抱えている母親の不安や困難感、母乳育児等の授乳方法に関するものが要因の1つとなっていると考えられる。産後ケア事業利用後には、不安が解消したと回答している人が6割を超えており、安全な環境で専門職の適切な支援やケア・助言を受けたことで不安や困難感が解消され、一定の効果が得られたものとする。

川口駅近郊には実施機関が少ない状況だが、利用者は多い。この地域は乳幼児健康診査の受診率等が高い地域でもある。日頃からの健康や社会資源に対する意識の高さが利用に繋がっている可能性がある。

## 6 今後の課題

現在、伴走型相談支援事業の妊婦面談等で、地域にかかわりなく、対面で広く事業を周知しているが、利用者が多い地域とそうでない地域の差が出ている。利用者が少ない地域はその理由を把握するために、今後調査を検討する。

令和5年度は国の対象者変更に伴い、利用者が急激に増加している。そのため、日程調整や承認通知書の交付など事務作業に多大な時間がかかっており、今後は事務作業の効率化を図るため、利用申請の流れを検討していく必要がある。

実施機関とは年に1回会議を設け、情報交換をしている。日頃から関係が構築されている実施機関とはスムーズに連絡調整ができ、連携が図れている。今後も実施機関との情報共有の機会を設け、地域の実情に沿った連携の在り方についても検討していきたい。